

個別の議決権行使結果の公表を運用受託機関に要請

平成29年6月8日、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、運用受託機関に対して、いわゆる議決権行使結果の個別投資先企業及び議案ごとの公表（以下「個別の議決権行使結果の公表」）を要請いたしました。

具体的な要請内容は、次のとおりです。

- （1）少なくともGPIFからの受託分に関する個別の議決権行使結果の公表を行うこと
- （2）スチュワードシップ・コードの趣旨に則り、GPIF以外の顧客からの受託分も含めた個別の議決権行使結果の公表を行うことが望ましいこと

なお、本要請は、平成29年5月29日に金融庁が公表した日本版スチュワードシップ・コード改訂で新設された原則5-3「議決権行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである」の趣旨に則り、行ったものです。

【高橋則広理事長コメント】

平成29年5月29日に改訂された日本版スチュワードシップ・コードが示す通り、コーポレート・ガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させていくに当たって、議決権行使結果の公表は、機関投資家が自らのスチュワードシップ責任を果たす上で極めて重要であると考えています。GPIFとしては、これからも企業価値の向上や持続的成長を促すことで被保険者のために中長期的な投資リターンの拡大を図ってまいります。

以上